

令和 6 年度 稲沢市地域自立支援協議会 第 3 回 権利擁護推進部会 議事要旨

【日 時】令和 7 年 1 月 14 日（火）午後 2 時～午後 3 時 35 分

【場 所】稲沢市役所 第 1 分庁舎 2 階 第 3 会議室

【出席者】権利擁護推進部会委員 6 名 事務局 9 名

【欠席者】なし

あいさつ（部会長）

1 協議事項

（1）障害者虐待事案の対応検証（事務局から報告）

1）虐待ケースの報告

部会長 No.8 で虐待認定が検討中というのは、このままということか。

事務局 判断が難しい。通常、加害者に対して聞き取りを行うが、父親の気分の浮き沈みが激しく、市の聞き取りによって状況が悪化することを考慮し、事業所職員の聞き取り等で、父親のストレス緩和を図ることで継続的な支援を行っている。その後、特に虐待の情報は上がってきていない。

委員 A 工賃の高い就労継続支援 A 型へ行くよう言われたというのは、経済的な問題でもあるのか。

事務局 今後のため自立をしてほしいという思いからだと思われる。

委員 A 経済的搾取ではないのか。（はい）

委員 B 就労継続支援 A 型か B 型かの決定は本人だけの意向で決めるのか。

事務局 本人の希望で決めていくもの。親の意向と違う場合は相談員が調整し、話し合って決めることになる。

部会長 他市の無料低額宿泊所に入所となった No.11 は稲沢市から外れるのか。

事務局 生活保護を受給され、稲沢市で対応する。障害者手帳については、居所の市町が所管するため、このまま他市に居続けるのであれば所管は変わると考えられる。

部会長 離婚はしたのか。

事務局 調停中。

部会長 No.12 について、こういうケースは初めて。事業所に債権差押えの通知が届いたが、事業所として給料を払っているわけではなく、本人が借金することも考えられないため、経済的虐待ではないか。一度、警察にも相談したほうがいいのではないか。

委員 C No.9 の話に戻るが、糖尿病の娘の症状は治まっているのか。精神障害と糖尿病が重なるとケアが大変ではないか。

事務局 聞き取りの中でそこまでの情報はなかった。

委員 C また再発されるようなことになれば、医療的な側面も含めて、虐待の認定や対処を考えていただきたい。

(2)障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み（事務局から報告）

・前回会議（9月27日）について

1)差別に関する相談について

事務局 ケース報告とあわせて、障害者差別解消法にかかわる相談受付票(案)について、追加項目などあれば御意見いただきたい。

委員C No.1については、家族のもめ事のように推測されるが、当事者側からみると、こういう相談は行政側としては不得意な分野ではないか。根本は、家族の問題をどう解決していくかを見ないと、解決できない。配偶者が病気のことをよく知り、どう対処するか、考えかた、ストレスなどについて周りと相談し、どう仲良く生活していくかの視点が必要ではないか。こうした問題は、ピアサポートのような、家族による家族相談といった形をとらないと、解決しないと思う。No.3については、町内会をまとめることは大変なことである。精神障害のあるかたが仕事の免除の訴えを断られたということだが、精神障害の場合は、認める、認めない、の線が非常にわかりにくく、どうしたらいいのか行き詰る。このかたも、話し合いの場には出られるとか、行事の手伝いはできるが会計はできないなどがあると思う。できることで皆と一緒に地域を支え合うという考えが一番いいのではないか。

部会長 本来は家族会などで相談するのが一番良い。

委員C 行政側は制度や仕組みなどのことはやるが、家族の扱いは家族でないと分からないのではないかと思う。

部会長 「障害者差別解消法にかかわる相談受付票(案)」には、つなぎ先を入れるといい。どこへつなぐか、という情報も本人に伝え、そこまで一緒に行ってあげるのが一番良い。難しいとは思いますが、時には必要かもしれない。

委員D No.3について、以前、自分の住む自治会でも診断書を出された人がいるが、散歩していたので健康だと捉えられ、区長をやることになった。しかし、1か月もしないうちに亡くなり、奥さんは引っ越された。どこまで認めるかは難しく、1年ごとに区長が交代するため、また区長の考えで変わってしまう場合もある。

事務局 何ができるか何ができないかというところを双方で話し合って決めていくことが重要。今回の状況において、区長はどのようなことができて、どのようなことができないかという話し合いをしようとしたが、本人から差別だから教えられないと言われてしまうと、話が始まらない。当事者への建設的対話の周知の必要性を実感したケース。

委員C 内なる偏見、外なる偏見といったものがあり、自分は障害だからと法律を盾にする場合があるが、上手にかわしながら当事者と対応していくしかない。

委員A 障害にかかわらず、個々の能力はいろいろということ。

部会長 地域社会にはいろいろな人がいて、それをまとめる区長が毎年かわるため難しい。しかし、地域社会は大事なので、皆が関わったほうが良い。

委員 A No.1 のかたについて、「揉めて書いた記録（上申書）を破棄した」というのは、本人が破棄したのか。（はい）

委員 C 障害者差別解消法にかかわる相談受付票(案)」に、家族構成を書けるようにするといいのではないか。視点が変わり、相談の本当の主訴がわかるかもしれない。

部会長 No.4 について、保険会社の対応は差別になるのか。

事務局 保険会社のサービス一つ一つにまで差別か差別ではないかとするのは難しい。

部会長 「障害者差別解消法にかかわる相談受付票(案)」についての意見をまとめると、家族構成、つなぎ先・相談先、これまでどんなところに相談したかが書けるといいのではないか。

2)地域における理解促進等（事務局から報告）

委員 C 庁内での対応事例を収集する案については、HP に載せるのか。

事務局 HP に載せるかどうかはまだ検討していない。この差別解消支援地域協議会はケースを収集する役割も兼ねているため、まずは事例を収集・把握し、庁内で発掘作業をするのもひとつと考え、今年度中に照会予定。

委員 C 厚生労働省の HP には事例集が掲載されているが、各市町では載せていたり載せていなかったりする。ぜひ地域的な事例集として稲沢市 HP で掲載してほしい。

(3)性に関する取り組み

・講座事業の検証等

委員 A 今年度の講座に参加して痛感したのは、現場で困っている職員や、こういう取り組みをしたいと熱心に思っている人が動けない状態にあること。事業所の現場スタッフが行きたくても、管理者が許可を出さなければ行けない。当事者が行こうとしても家族の反対を超えてまで事業所の人が連れて行くこともできない。そう思うと、「耕す」しか方法がない。その仕組みをどう作っていくか。放置すればタブーはずっとタブーのまま。保護者のなかには教えないほうが良いと思うかたもいる。確かに教えないければそういう世界を知ることもないが、これだけ情報が溢れており、変なことを教えるくらいなら、正しいことを教えたい。価値観や考えかたが様々あるにもかかわらず、障害のあるかたの性の補償はあり得ないのかと残念に感じている。その中で、助産師の坂井氏の講座が良かった。私は人権教育から入っているので、暴力を受けない、加害者にならないという視点で性教育をみてきたが、彼女は命が生まれるところからの性教育で温かみがあり、全ての小学校で講演すれば良いと思う。そこから入っていけば、お母さんたちにも非常に良いと思う。

事務局 講師にも御意見を伝えたい。なお、配布しているシンポジウムは、愛知県から周知依頼があったもの。部会委員のほか、稲沢市障害者福祉団体連合会、福祉事業所にも周知した。会場は東京だが、Zoom 同時配信もあるので、御参加の検討を。手話

教室についても、障害福祉講座の枠のひとつである。稲沢市は平成 31 年 1 月 1 日から手話言語条例を施行しており、手話に関する教室や事業など各種実施している。その一環でこの手話教室を行うので周知をお願いしたい。

部会長 今回で今年度の部会は最後となる。皆さんから一言ずついただきたい。

委員 D 地区の役員は、この時期になると、どうにかして責任を逃れようとあれこれ理由を考えると聞くので、本当に障害のあるかたにとっては大変だと思う。

委員 B 障害者の性の問題について、難しい問題だと痛感した。いろいろなところで周知されていると思うが、私に関わっている親の会に個人的にお知らせしてもいいか。

事務局 市の広報や SNS にも掲載しているものであるため、ぜひ周知していただきたい。

委員 C 稲沢の家族会は昭和 54 年に始まり、高齢の会員が多い。昔は社会保障制度がほとんどなかったため、色々な運動や働きかけで家族会が盛り上がったが、精神障害者にとっても社会福祉が整備され、多くの障害者が自立の道を着々と歩いている。障害の重いかたは自分から行政へ働きかけることがなかなかなく、家族が困っているところだ。家族にしか見えない問題や相談を聞き、うまく世の中を乗り切れるよう、家族と当事者がともにやっていくことが、我々障害者団体の一番必要な部分だと思う。

委員 A 性に関する取り組みは、相談員には関心を持ってもらいたい。性は生きる原動力になり、その人たちが、彼氏や彼女が欲しいということで仕事も頑張れ、その先の人生全てに関わってくる。何とか若い時代を楽しんで過ごしてもらいたい。

委員 E 人権や性について、特別支援学校の先生の意識もずいぶん変わり、取り組みも増えていると感じている。子どもの意思決定を大事にしようという働きかけが増えたり、性について外部講師を招いたりしている。性の講座に関して、知的に重いお子さんの保護者の参加率が高く、SNS などに自分から繋がれそうなお子さんの保護者の参加率が低いところが心配。合理的配慮の面でも、小学校で保護者の付き添いがないと、と言われたという話を聞くと、先生たちのなかで意識は変わってきているが、人員不足や、耕し足りないところがあると感じる。現場にいる身としては、耕し続けるしかない。学校を卒業した子たちは地域に帰っていくので、学校でもそうした意識を持って関わりたい。

部会長 問題は多く、100 点ではないが色々頑張っていると思う。地域で協力してやっていくしかない。